鏡石町家庭用生ごみ処理機設置奨励金交付要綱

令和５年鏡石町要綱第２０号

　（目　的）

第１条　この要綱は、ごみの減量化、資源化を図るため、一般家庭から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において町が交付する家庭用生ごみ処理機設置奨励金（以下「奨励金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

　（交付対象生ごみ処理機）

第２条　奨励金の対象となる処理機は、電動及び機械的な動作を用いて生ごみを減量化又は堆肥化することができる機器（中古品を除く）とする。

　（交付対象者及び有効期間）

第３条　奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

　⑴本町に住所を有し、かつ、居住している者。ただし、事業用に使用する目的で処理機を購入した者を除く。

　⑵処理機を敷地内に設置することができ、かつ、適正な維持管理ができる者。

２　奨励金交付対象の有効期間は、処理機の購入の日から１年間とする。

　（奨励金の額等）

第４条　奨励金の額は、処理機の購入価格の２分の１を限度とし、２万円を上限とする。

２　前項の奨励金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

３　奨励金の交付は、１世帯（同居世帯は１世帯とする。）に１基限りとする。

　（交付申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書（第１号様式）及び奨励金交付請求書（第２号様式）を町長に提出しなければならない。

　（交付決定）

第６条　町長は、前条による奨励金の交付申請を受けたときは、内容を審査のうえ、適当と認めた場合は、奨励金を交付するものとする。

　（奨励金の返還）

第７条　町長は、偽りその他不正の行為により奨励金を受けた場合は、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

　（譲渡の禁止）

第８条　奨励金の交付を受けた者は、当該補助を受けて購入した処理機を他に譲渡してはならない。

　（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、鏡石町補助金等の交付等に関する規則（昭和５０年鏡石町規則第３号）の規定を準用する。

　　　附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号

鏡石町家庭用生ごみ処理機設置奨励金交付申請書

　　年　　月　　日

　　鏡　石　町　長

住　所　　鏡石町

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電　話

　鏡石町家庭用生ごみ処理機設置奨励金交付要綱第５条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １.交付申請額 | 金　　　　　　　　　　　　円（１００未満切り捨て）（内訳　購入金額　　　　　　円×１/２＝　　　　　　円） |
| ※購入金額の２分の１の額とし、２０，０００円を限度とする。交付申請金額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 |
| ２.商品名等 | 商品名 |  |
| メーカー |  |
| 購入金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税を含む） |
| ３.購入年月日 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 添付書類　　１.領収書もしくはレシート　　　　　　２.メーカー保証書等の写し　　　　　　３.振込先口座通帳の写し　　　　　　※申請書・口座名義人の氏名は必ず同一にしてください。 |

様式第２号

　　年　　月　　日

　　鏡　石　町　長

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

鏡石町家庭用生ごみ処理機設置奨励金交付請求書

　鏡石町家庭用生ごみ処理機設置奨励金交付要綱第５条の規定により鏡石町家庭用生ごみ処理機設置奨励金を下記のとおり請求します。

記

１．交付請求額

金　　　　　　　　円也

内　訳　　購入金額　　　　　　円×１/２＝　　　　　　　円

　奨励金の額は、処理機の購入金額の２分の１の額とし、２０，０００円を限度とする。交付申請額に１００円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　銀行・信金

２．振　込　先　　　　　　　　　　農協・信組　　　　　　　　　　支店

（　普通　・　当座　　　口座番号　　　　　　　　　　　）